

「(仮称) 滋賀県障害者プラン 2021 (原案)」に対して提出された
 情報・意見とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果等について

令和2年12月21日(月)から令和3年1月20日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(仮称)滋賀県障害者プラン 2021(原案)」について意見・情報の募集を行い、また、市町等に意見照会を行った結果、9名の個人および4つの団体等から53件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された御意見の内訳

| 項目 | 件数 |
|------------------------------|----|
| タイトルについて | 1 |
| I 滋賀県障害者プラン策定の基本的な考え方 | |
| 1 プラン策定の背景 | 0 |
| 2 プラン策定の趣旨 | 2 |
| 3 プランの位置づけ | 0 |
| 4 プランの実施計画 | 0 |
| 5 SDGsとの関係性 | 1 |
| II 滋賀が目指す共生社会 | |
| 1 基本理念 | 0 |
| 2 基本目標 | 1 |
| 3 基本的な施策の方向性 | 1 |
| III 具体的な施策 | |
| 1 共生社会づくり | 7 |
| 2 とともに暮らす | 18 |
| 3 とともに育ち・学ぶ | 5 |
| 4 とともに働く | 5 |
| 5 とともに活動する | 3 |
| 6 重点的取組および活動目標等一覧 | 5 |
| IV 施策の推進体制と進捗管理 | |
| 1 それぞれに求められる役割 | 0 |
| 2 PDCA サイクルによる推進体制と進捗管理 | 0 |
| その他 | 4 |
| 合計 | 53 |

3 提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方
 別紙のとおり

「(仮称) 滋賀県障害者プラン 2021 (原案)」に提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

| 番号 | 頁 | 意見・情報(概要) | 意見・情報等に関する考え方 |
|-----------------------|---|---|--|
| タイトルについて | | | |
| 1 | — | プランの名称について、「障害の社会モデル」の考え方を反映させたことが明確になるようなものとしてはどうか。 例として「滋賀県障害に遭いやすい人の幸せアジェンダ 2021」を提案する。 | 本原案における「障害者」の定義は、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」と同様に、「障害の社会モデル」の考え方に基づいているものです。 プランの名称については、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に作成していることがイメージしやすく、現行プランの後継プランであることが分かりやすいことから、「滋賀県障害者プラン 2021」といたします。 御意見は次回以降のプラン策定時に参考とさせていただきます、「障害の社会モデル」の浸透一層の検討に努めてまいります。 |
| I 滋賀県障害者プラン策定の基本的な考え方 | | | |
| 2. プラン策定の趣旨 | | | |
| 2 | 2 | 障害の有無にかかわらず「生きがい」を豊かに感じられるために、「障害に遭いやすい人(障害者)の多様性(ダイバーシティ)」の視点を入れてはどうか。 社会政策の決定過程に「障害に遭いやすい人(障害者)」が参加することが必要ではないか。 | 本原案においては、全ての施策と取組の基盤として、「共生社会づくり」を位置付けています。その中には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害理解や心のバリアフリーの推進に取り組むこととしています。 また、障害当事者が権利の主体として生活していくための、意思決定支援の充実についても重点的な取組としています。 さらに、政策決定過程においても積極的に障害当事者の参画を進めることとしています。 御意見を参考とし、これらの取組を進めてまいります。 |
| 3 | 2 | 糸賀一雄氏らの滋賀県における実践を踏まえた貴重な言葉が反映された独自性のあるプランとしてはどうか。 | 「2 プラン策定の趣旨」(本編2P)に記載しておりますとおり、糸賀一雄氏ら先人の実践と理論を始めとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指すプランとして策定しております。 |
| 5. SDGs との関係性 | | | |
| 4 | 5 | SDGs は「持続可能な開発のための2030 アジェンダ(具体的に行動していく行動計画)」であるため、関連づけただけでは意味がないのではないか。 | 御指摘のとおり、本原案における施策・取組は、SDGsにおける各ターゲットそのものの実現を目指すものではありませんが、その実現に向けた取組の加速化に寄与するものとして位置付けています |

| | | | |
|----------------------------|----|---|--|
| II 滋賀県が目指す共生社会 | | | |
| 2. 基本目標 | | | |
| 5 | 7 | <p>障害福祉サービスの支給にかかわる決定基準が市町によって異なっている。県内のどの地域に住んでいたとしても当事者のニーズに基づいた同水準のサービスが利用できるような施策が必要ではないか。(例:同行援護の支給時間数、日常生活用具の支給品目)</p> | <p>ご指摘のとおり、暮らす地域に関わりなく、どこで暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。そのために、「サービスの質の向上に向けた県・市町による取組」(本編P41)において、各市町における障害福祉サービス等の利用状況を把握すると共に、真に必要とするサービス提供ができてきているかの検証を行う体制の確保を図ります。</p> |
| 3. 基本的な施策の方向性 | | | |
| (2) 各施策領域のあるべき姿と基本的な施策の方向性 | | | |
| 6 | 12 | <p>施策領域の「ともに暮らす」のあるべき姿に、「同居家族も働き、活動し、障がいのある人とともにいきいきと暮らすことができる。」を加えてはどうか。</p> | <p>障害のある人の家族のあるべき姿の追記について、重要な御指摘と存じます。一方で、原案の各施策領域におけるあるべき姿は、児童期の一部を除く全てが障害のある当事者を主語としてお示ししております。当事者主体を重視することから、あるべき姿については、原案のとおりとします。</p> <p>障害のある人がその人らしく暮らしていくためには、同居されているご家族への支援も不可欠です。そのため、「在宅や外出時を支える介助や見守り等の支援の充実」(本編P36)におけるホームヘルプサービスや短期入所の整備促進、「24時間対応型在宅サービスの提供」(本編P37)におけるセーフティネット機能の活用、「地域生活支援拠点等の整備」(本編P37)の取組を始めとして、各取組を障害のある人とそのご家族の暮らしを支えていくものとして促進に努めてまいります。</p> |
| III 具体的な施策 | | | |
| 1. 共生社会づくり | | | |
| (1) 差別をなくし権利が守られるために | | | |
| 7 | 24 | <p>合理的配慮の欠如が生まれる背景に歴然と無自覚な差別があることを認識する必要がある。</p> <p>部落差別、性的マイノリティ、ジェンダー、HIV や元ハンセン病患者などについても言及する必要があるのではないか。</p> <p>日常のあたりまえに潜むごくささいな見下しや侮辱、否定的な態度、無意識に当事者に向けられるまなざし、立ち位置などの行動にも差別が潜んでいることに言及する必要があるのではないか。</p> | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】(本編P24)</p> <p>(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施</p> <p>・ 障害者差別解消法の周知とあわせ、障害理解を深める映像の制作や出前講座の実施、条例フォーラムの開催など、関係機関と連携し、様々な機会を通じて条例の周知を行います。また、受け付けた相談を分析し、その結果とともに事例を公表し、県民の皆さんが障害者差別とは何か、どのような配慮が必要かを知ること、差別に気づき、合理的配慮の提供等の行動につながるよう取り組みます。</p> |

| | | | |
|----------------|----|--|---|
| | | | <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の周知とあわせ、障害理解を深める映像の制作や出前講座の実施、条例フォーラムの開催など、関係機関と連携し、様々な機会を通じて条例の周知を行います。<u>差別は障害に対する偏見や無理解から無意識のうちに行われているものも少なく</u>、受け付けた相談事例を分析・公表し、<u>県民の皆さんが障害者差別とは何か、どのような配慮が必要か</u>を知ること、差別に気づき、合理的配慮の提供等の行動につながるよう取り組みます。 <p>なお、条例の前文では、障害者と同様に様々な社会的障壁により生きづらさを抱え、「周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在」することを規定しているところであり、条例の周知等を通じて、だれ一人取り残さない共生社会づくりを目指してまいります。</p> |
| 8 | 24 | 障害福祉サービス事業所の設置等に対する住民からの反対運動などが起きた場合に、公的機関が事業実施者と住民の間に入り仲裁することを制度化し、実施機関として「障害福祉仲裁委員会」(仮称)を設立してはどうか。 | <p>県では平成 31 年4月1日に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、同年 10 月から条例に基づき、専門の相談員を設置し、障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に応じ、必要な助言や調整などを行っているところです。また、相談で解決が難しい場合には第三者機関によるあっせんの手続きなども設けています。</p> <p>こうした仕組みは「仲裁」ではなく当事者間の「建設的な対話」により解決を目指すものですが、御意見にある仲裁委員会に類似する役割を担うものと考えております。いただいた御意見は、当該条例の見直しの際の参考とさせていただきます。</p> |
| (3) 情報アクセシビリティ | | | |
| 9 | 28 | 手話が使え人たちが増えるよう、手話言語条例ができることに賛成する。 | 御意見を参考とし、「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討」(本編P28)を進めてまいります。 |
| 10 | 28 | 読書バリアフリー法は、視覚障害のある人だけに対応するものではなく、LLブックの普及など知的障害のある人も対象となっていることから。本編P28の「(ア)手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討」を「(ア)手話言語や情報コミュニケーションに関する条例と読書活動推進計画の検討」と改め、(ア)で記述してはどうか。 | 知的障害のある人を含む読書活動の推進については、「読書におけるバリアフリーの推進」(本編P93)において、視覚障害に加えて発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な人の読書環境整備について記載していることから原案のとおりといたします。 |

| | | | |
|-----------------------------------|----|---|---|
| 11 | 28 | <p>意思疎通支援は、知的障害のある人にも必要であるため、「(キ)知的障害のある人に対する意思疎通支援の提供」として、人材の確保や養成を検討する旨を記述してはどうか。</p> | <p>知的障害のある人については、「権利の主体としての意識啓発」(本編 P28)に知的障害や精神障害に伴って自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には意思決定支援を受けられるという基本的な考え方の周知に努めるとともに、「障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成」(本編 P28)について重点的取組として位置付けております。</p> <p>また、上記内容が明確となるように次のとおり追記します。</p> <p>【追記前】(本編 P28) (ア)権利の主体としての意識啓発 ・障害のある人が権利の主体として、本人の意思が適切に反映された生活を送ることができ、自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には</p> <p>【追記後】 ・障害のある人が権利の主体として、本人の意思が適切に反映された生活を送ることができ、知的障害や精神障害等に伴って自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には</p> |
| 12 | 30 | <p>障害に起因して投票所に行きにくい場合に、どの市町でも 3 級以上の障害者手帳所持者については郵便投票ないしデジタルを可能としてはどうか。</p> | <p>郵便投票の対象拡大については、現在、公職選挙法を改正する動きがあるところであり、県としても、全国団体を通じて対象拡大を働きかけているところです。</p> <p>インターネットを利用した投票については、セキュリティ対策等の課題はあるものの、在外選挙での導入を目指し、現在、国において実証実験が進められており、県としても、その動向を注視しているところです。</p> |
| (4) 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために | | | |
| 13 | 33 | <p>本編 P33 にある「交通安全施策等のユニバーサルデザイン化の促進」における記載について「安全性」を第 1 と考える観点から、「移動の利便性・安全性の向上を図ります。」を「移動の安全性・利便性の向上を図ります。」に変更してはどうか。</p> | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】(本編 P33) (イ)交通安全施策等のユニバーサルデザイン化の促進 ・鉄道駅のバリアフリー化(エレベーター等の設置)、文字や音声によるわかりやすい情報提供など、ユニバーサルデザイン化を促進し、移動の利便性・安全性の向上を図ります。</p> <p>【修正後】 ・鉄道駅のバリアフリー化(エレベーター等の設置)、文字や音声によるわかりやすい情報提供など、ユニバーサルデザイン化を促進し、移動の安全性・利便性の向上を図ります。</p> |

| 2. ともに暮らす | | | |
|----------------------|----|--|---|
| (1) 地域での安心できる暮らしのために | | | |
| 14 | 35 | 親の高齢化や障害の重度化により、住まいの充実が切実であり、家庭の努力では対応できない状況となっている。 | 御意見のとおり、障害のある人の地域における住まいの確保は重要な課題と認識しております。「地域における住まいの場の確保」(本編 P35)において、グループホームの整備促進、県営住宅への入居機会の拡大、民間賃貸住宅への入居支援等の取組を進めてまいります。 |
| 15 | 35 | 重度の障害のある人が県内での生活を継続できるように、既存の障害者支援施設(入所施設)の空きベッド等がしっかりと活用されるよう、実態把握と必要な対策をすべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「地域生活への移行の促進」(本編 P36)において、障害者支援施設(入所施設)の定員枠や新たに整備するグループホームを活用し、県内での生活を継続していただけるよう、また、県内移行を促進するように努めてまいります。 |
| 16 | 35 | 重度の障害のある人への支援のために、入所施設の新設をタブー視せず、条例などをつくり、入所施設の新設を進めてはどうか。 | 本原案では、障害のある人の地域生活の推進を基本にしております。一方で昼夜一体型の生活環境等の障害者支援施設の機能を必要とする障害のある人がいることは認識しているところです。 そのため、既存の障害者支援施設の定員枠を活用(本編 P36)するとともに、重い障害のある人への対応を想定した日中サービス支援型共同生活援助の整備(本編 P35)、地域生活支援拠点等の整備(本編 P37)を進めることで、新たな障害者支援施設の設置に相当する取組に努めてまいります。 |
| 17 | 35 | グループホームの建設は進んできているが、障害のある人への支援経験がない事業者等による参入が多い。人権に配慮された運営となっているか心配する。 | 多様な事業主体による障害福祉サービスの参入により、社会資源が増加していることは好ましい状況と考えます。一方で、御指摘の点については、「サービスの質の確保と向上に向けた取組」(本編 P41)において、「サービスの質の向上に向けた県・市町による取組」、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成および育成」、「健康福祉サービス評価システムの推進」、「事業者の苦情解決体制の整備」により対応してまいります。 |
| 18 | 35 | 現行計画では、県営住宅のグループホームへの活用に向けて、マッチングを図ることになっていたが、次期計画案ではされていない。グループホームの整備は重点的取組でもあることから、県営住宅の活用を記述すべきではないか。 | 県営住宅の目的は、住宅に困窮した低所得者への住宅提供であるため、記載内容を整理し、本項目には県営住宅としての本来の取組のみを記載することとしました。 なお、グループホームへの活用は、空いている県営住宅に活用の希望があり、マッチングが整えば活用いただくもので、現在も問合せに応じているところです。 取組は継続されていることから、「グループホームの整備促進」(本編 P35)の具体的な取組として以下のとおり記載をいたします。 |

| | | | |
|----|----|--|--|
| | | | <p>【追記】(本編 P35)</p> <p>・事業者による県営住宅のグループホーム活用ニーズに対して、活用可能な県営住宅とのマッチングを図ります。</p> |
| 19 | 37 | 電車バスの本数が激減している中、県全体として障害者向けに介護タクシーではなく予約型乗合タクシー制度を広めたい。 | <p>御意見を参考とさせていただき、「移動支援の推進」(本編 P37)にお示しする民間や各種 NPO 等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援の促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、各圏域での効果的な取組について地域自立支援協議会で紹介するなど共有されるよう努めます。</p> |
| 20 | 38 | 成人期の通所施設終了後の支援として、同居家族の就労やレスパイト、障がいのある人の余暇の充実のため、日中一時支援を推進することを記述してはどうか。 | <p>日中一時支援については、市町よる地域生活支援事業として位置付けられているため、御意見を市町へお伝えいたします。</p> |
| 21 | 38 | 現在実施されている医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援について、保護者支援を充実する方向で推進していくことを追記してはどうか。 | <p>医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に係る支援については、御意見を踏まえⅢ(3)②保護者支援の推進(本編 P81)に以下のとおり追記します。</p> <p>【追記】(本編 P81)</p> <p>・県立特別支援学校において、通学途上に医療的ケアを必要とするため、スクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者に代わり運送事業者等の車両に看護師が同乗し、学校と自宅等の間を送迎し、保護者の負担軽減を図ります。</p> |
| 22 | 41 | コロナ禍においては、入所施設併設の短期入所は感染防止のため、利用できない。施設入所者の感染防止のために安心した地域生活が脅かされる恐れのない単独型短期入所の整備を追記してはどうか。 | <p>国からは新型コロナウイルス等の感染症流行時においても、生活にかかわるサービスについては、事業の継続が促されています。県においても各事業所が事業を継続できるための事業継続計画の策定を促進していくこととしています。</p> <p>御意見を踏まえ、その取組を明確化するために、事業継続計画の策定促進について「障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援」(本編 P41)に以下のとおり追記します。</p> <p>【追記】(本編 P41)</p> <p>・新型コロナウイルス等感染症の拡大を含む災害等の発生時であっても、障害福祉サービス事業者等が最低限のサービス提供を維持するための事業継続計画の策定を促進します。</p> |

| | | | |
|------------------------|----|--|--|
| 23 | 41 | <p>新型コロナウイルス等感染症への対策について、感染予防の対策とともに、その対策の結果が「障害に遭いやすい人(障害者)」にどのような影響を及ぼしているか実態を調べてほしい。また、必要な対応にすみやかに取り組んでほしい。</p> | <p>新型コロナウイルス等感染症拡大に伴う障害のある人の生活への影響については、障害当事者団体から意見をうかがっているところであり、その対応は喫緊の課題と認識しています。そのため、「新型コロナウイルス等感染症への対策について」(本編 P41)を重点的取組に位置付け、各項目を記載しております。</p> |
| (2) 障害特性等に応じた支援の充実のために | | | |
| 24 | 51 | <p>現行計画には、高齢障害者の住まいの場について、シェアハウスなど多様な居住形態を検討することになっていたが、次期計画では記載がない。居住支援法人も参画して検討を継続する旨を記述してはどうか。</p> | <p>高齢となった障害のある人への支援における課題としては、小委員会等での評価と検討の結果から、重介護への対応と適切な介護保険サービスの利用と考えております。そのため、「グループホームの整備促進」(本編 P35)において日中サービス支援型共同生活援助の制度周知と施設整備に取り組むとともに、「共生型サービスの普及」(本編 P51)により対応することとしています。</p> <p>居住支援法人等との連携については、「民間賃貸住宅への入居支援」(本編 P35)に位置付け、多様な住まいの確保のために居住支援体制の構築を図ります。</p> |
| 25 | 51 | <p>高齢障害者への支援のため、65 歳以上になり、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際、障害分野の相談員が本人の同意を得たうえで、ケアマネジャーに事前に情報(本人の生活への希望、抱えている課題、コミュニケーション時の注意点、今まで使っていた障害福祉サービスの計画書など)を提供することをルール化してほしい。</p> | <p>ご指摘のとおり、障害分野から高齢分野への制度移行を円滑にするためには、早期の情報共有が有効であることは認識しているところです。</p> <p>一律のルール設定は難しいと考えますが、本原案においては、「障害分野と高齢分野の連携の促進」(本編 P51)の取組において、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に際して相談支援専門員から介護支援専門員(ケアマネジャー)への情報提供や、両者が共同でアセスメントを実施したりなどの連携に関する好事例の共有を図ることとしています。また、両者合同での研修会の実施による相互の制度や役割理解にも努めます。</p> <p>なお、策定中の次期レイカディア滋賀高齢者福祉プラン(原案)にも同様の取組が記載されています。</p> |

| | | | |
|-------------------------------|----|---|---|
| 26 | 52 | ひきこもり支援、依存症対策・支援の相談窓口の充実を是非してほしい。専門の相談員が駐在する相談窓口を JR 駅の近くやショッピングセンターの一角に設けてほしい。 | ひきこもり支援に関する相談窓口の充実については、「ひきこもり状態にある人への支援」(本編 P52)において市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知に努めてまいります。当事者や家族からの相談があった場合には、丁寧な自宅訪問等によるアウトリーチを促進してまいります。 依存症対策・支援については、御意見を参考とし、「依存症(アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症)について」(本編 P56)の取組において、専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点の機能強化を図ります。 |
| 27 | 56 | 精神障害のある人の保健医療サービスについて、県独自のサービスを精神障害のある人に実施してほしい。 | 精神障害のある人の保健・医療サービスの充実については、国が定める事業の適切な実施とともに、精神障害者に対する福祉医療費助成のあり方について、市町と検討を行います。 |
| 28 | 59 | 医療費負担軽減の対象となる重度心身障害者に精神保健福祉手帳1級所持者も含めてほしい。また、同手帳の1～2級所持者の入院費の負担軽減を行ってほしい。 | 御意見を踏まえ、「精神障害のある人の医療費負担の軽減等」(本編 P59)については、精神障害者に対する福祉医療費助成のあり方について、市町と検討を行います。 |
| (4) 防災と防犯の推進のために | | | |
| 29 | 62 | 障害特性に応じた避難所を想定し、指定の施設を定めてほしい。 | 災害時の避難行動に支援を要する方については、「災害時要配慮者の避難支援」(本編 P62)を重点的な取組とし、適切に避難できるよう一人一人の災害時の個別避難計画を策定することで対応を進めたいと考えております。また、市町において障害の状況や特性に配慮することができる指定避難所や福祉避難所の確保の支援に取り組めます。 |
| (5) 障害福祉を支える人材の養成および育成・確保のために | | | |
| 30 | 64 | 全般に専門的支援を実施する人材育成・養成が不可欠であると思われるが、実際に見通しが持てるのかは疑問がある。 | 各障害福祉サービスの整備見込み量や県独自に指標化している相談支援専門員の必要見込み人数等を踏まえて、「サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成」(本編 P64)において、相談支援専門員、サービス管理責任者等、強度行動障害支援者等の養成・育成について取り組んでまいります。また、人材確保についても、潜在的な有資格者の職場復帰を支援するなど多様な人材層の参入促進(本編 P65)を図ります。 |
| 31 | 65 | 障害福祉サービスにおける人材不足が深刻。仕事に見合った報酬が支払われていないことで退職してしまうのではないかと。滋賀県独自の報酬などを考えてほしい。 | 御指摘のとおり、福祉分野全体、さらに障害分野においては深刻な人材不足の状態であると認識しています。「多様な人材層の参入促進」や「マッチング支援」、「職場定着支援および人材育成」(本編 P65)に取り |

| | | | |
|----------------|----|--|---|
| | | | <p>組んでまいります。</p> <p>報酬の充実については、支援に高い専門性を必要とする場合などにおいて、県独自の加算制度等を実施しているところです。また、全ての事業所において、国による福祉・介護職員処遇改善加算および特定処遇改善加算を取得できるよう講習会の開催や専門家等の派遣による助言・指導を行うこととしています。</p> <p>上記に加えて、さらなる状況改善に向けては、国による障害福祉サービス等における適切な報酬改定が必要となることから、引き続き国への要望を行ってまいります。</p> |
| 3. ともに育ち・学ぶ | | | |
| (1) 健やかな育ちのために | | | |
| 32 | 71 | <p>地域の障害児への支援について、近江学園等でショートステイを利用されているケースについては、ショートステイ機能を活用したレスパイトや専門職によるスーパーバイズ等を提供し、学校や地域の関係機関と連携のもと、「入所しなくても家庭生活が継続できること」を目標とした家庭支援と本人支援の取り組みをさらに強化して欲しい。</p> | <p>御意見を踏まえ、すでに実施している取組を明確化するために、「児童の状況に合わせた専門的ケアの提供」(本編 P71)に近江学園等の短期入所等の活用による在宅生活継続への支援について以下のとおり追記をいたします。</p> <p>【追記】(本編 P71)</p> <p>・ <u>市町などの関係機関と連携し、近江学園等の短期入所等により、障害のある児童の在宅生活継続への支援にも努めます。</u></p> |
| 33 | 71 | <p>入所児童の早期の地域移行をするために、入所時に、これまで地域(学校・家庭・福祉サービス等)でどのような課題があり、どのように支援をしてきたのかについて丁寧にアセスメントすることで、入所までに学校および地域の関係機関が取り組んできた支援内容をしっかり把握すると共に、施設で作成した個別支援計画(「退所に向けた支援プログラム」(仮称)を含めて)を可能な限り早期に、学校および地域の関係機関に向けて保護者了解の上で開示して欲しいと思います。</p> | <p>御指摘のとおり、早期の地域移行を実現していくためには、児童や家庭等の状況に関する情報収集とアセスメント、個別の支援計画の作成とそれに基づいた支援を適切に行っていくことの重要性を認識しているところです。そのため、「地域移行に向けた取組の充実」(本編P71)の適切な実施にむけ、「障害特性等に応じた相談支援の充実」(本編 P45)に位置付ける医療福祉相談モール(発達障害者支援センターや知的障害者更生相談所等)による専門的な支援を活用し取組を進めてまいります。</p> |
| 34 | 72 | <p>特別支援教育の対象となる児童に作成されている個別の教育支援計画は、障がいのある子だけでなく、その他の子どもたちにも必要なものだと思う。</p> | <p>個別の指導計画・個別の教育支援計画については必要に応じて作成するとともに、各計画の作成の有無にかかわらず児童生徒への適切な指導・支援を行ってまいります。</p> |
| 35 | 76 | <p>インクルーシブ教育の推進が明記されていますが、特別支援教育とインクルーシブ教育の整合性がとれていないのではない</p> | <p>御意見を踏まえながら、「共に学ぶための新たな仕組みづくり」(本編 P76)における「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶための仕組みづくりを</p> |

| | | | |
|-----------|----|---|--|
| | | か。 | 進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めてまいります。 |
| 36 | 76 | キャリア教育は障害児(子どもにこのレットルが本当に必要なのか)だけのものではなく、本来、小中学校は社会の中で自立して生きていくための教育であるとする。キャリア教育や市民教育を核にした教育課程を学校ごとにつくっていく必要があるのではないか。 | キャリア教育については、障害の有無にかかわらず児童生徒への必要なものとして、滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)に位置付けております。本計画においては、障害の特性等に配慮したキャリア教育の実施について記載をしております。 |
| 4. とともに働く | | | |
| 37 | 82 | 一般就労のあり方をもっとフレキシブルに変えていくことが必要。ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)とワークライフバランス(生活と仕事の調和)が実現されていかなければならないのではないかと。 | 本原案では、「ともに働く」の施策分野において、あるべき姿に、「働くことが生きがいとなり、障害のある人が豊かな社会生活を営むことができる」ことを挙げているように、経済基盤としてだけでなく、働きがいを得る活動としても就労を位置付けています。ワークライフバランスについては、「ともに暮らす」の施策分野における「ケアマネジメント体制の充実」の生活や就労、余暇等に関するニーズに応じた支援の実施と、「ともに活動する」の施策分野における「余暇活動や社会参加を豊かにするために」(本編 P94)における余暇活動の機会の充実の取組などにより充実を図ります。 |
| 38 | 82 | 就労に人を合わせることも時には必要であるが、本来は人に就労を合わせる必要があるのではないかと。まずは、そのモデルを行政や学校が実現すべきだと考える。 | 県では、「障害の有無に関わらず、全ての職員が、持てる能力を最大限発揮し、やりがいをもって働き続けられる県庁。自分らしさや強み、個性を生かし合える県庁」の実現を目指して、「人」「仕事」「環境」という3つの視点から取組を進めており、障害者雇用の推進はもとより、合理的配慮の提供や障害特性等に配慮した仕事の切り出し等の工夫に努めてまいります。 |
| 39 | 82 | 滋賀県職員採用試験の障害者採用試験について年齢制限を撤廃してほしい。 | 障害者採用試験の年齢要件については、長期勤続によりキャリア形成を図っていただく観点からその上限を34歳に設定しております。ご理解いただければ幸いです。 |
| 40 | 83 | 障害種別により雇用状況に偏りがあると考える。現状を把握するために各障害者の雇用率を出してほしい。また、それぞれの障害者の法定雇用率で平均に雇われるように配慮してほしい。 | 御意見を踏まえ、「雇用の状況」(本編 P19)に障害別の雇用状況について、以下の通り追記いたしました。また、障害の違いが、雇用に影響することがないように、就労支援に取り組んでまいります。 【追記】(本編 P19) |

| | | | |
|----------------------|----|--|---|
| | | | 令和2年6月1日現在での県内にある民間企業(45.5人以上規模の企業885社:2.2%)に雇用されている障害のある人の数は、3,252.0人で、身体障害者は1,724.0人(53%)、知的障害者は1,052.5人(32.4%)、精神障害者は475.5人(14.6%)となっています。 |
| (3) 障害特性に応じた就労支援のために | | | |
| 41 | 87 | 視覚障害者は、鍼・灸・マッサージでの就労と思われがちであるが、現状はそれらの就職先も厳しい状況にあり、減少しつつある。そのため、「障害特性に応じた就労支援のために」(本編 P87)に「視覚障害のある人の就労支援」を加えてほしい。 | 本原案では近年、特に支援のニーズが増大している分野として、知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病患者への就労支援について記載しており、全ての障害種別ごとの課題を記載することは難しく、原案のままとさせていただきます 御意見を踏まえ、視覚障害を含めた包括的な障害理解を進めるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、新たな職域の開拓に努めるなど、障害の違いが、雇用に影響することがないように、就労支援に取り組んでまいります。 |
| 5. ともに活動する | | | |
| 42 | 90 | 障害者スポーツ大会は計画から削除すべき。限られた予算の中、不要不急のイベントは見直し、財政の節約をしてほしい。 | スポーツを含めた活動の機会を設けることは、障害のある人の生活を豊かにするために必要な取組と考えています。御意見も参考に、適切な取組の推進に努めてまいります。 |
| 43 | 91 | 「障害者アート」という捉え方をそろそろ見直す時期にきているのではないか。一人ひとりの表現活動は障害のあるなしで分けられるものではない。障害を理由に文化や芸術に参加できないことがあってはいけない。 「障害に遭いやすい人(障害者)」のアート活動を支援する人や団体が、いつの間にか「障害に遭いやすい人(障害者)」の表現を社会が求める「障害者アート」に誘導しているのであれば、みえない障害者支配であり障害者差別である。 | スポーツおよび文化芸術活動は障害の有無にかかわらず誰もが取り組めるものであるため、障害当事者の豊かな生活を実現するとともに共生社会づくりに向けた重要な取組と認識しております。そうした観点から、本原案においては、スポーツおよび文化芸術活動の体験機会の確保や興味を持った人が、それぞれ興味のある活動を継続できる環境整備等の推進について記載しております。 また、活動が支援者等の主導によるのではなく、本人主体で行われることについては、本原案の全ての取組の基盤となる考え方となります。 |

| | | | |
|----|----|--|--|
| 44 | 95 | <p>(エ)交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備(本編 P95)におけるコミュニケーションに関する講習会は、知的障害のある人のためにも必要。「手話や筆談など聴覚」を削除し、「障がいのある人とのコミュニケーション」全般についての記述としてはどうか。</p> | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】(本編 P95)</p> <p>・手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害のある人が警察職員に相談等がしやすい環境の整備を進めます。</p> <p>【修正後】</p> <p>・障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害のある人が警察職員に相談等がしやすい環境の整備を進めます。</p> |
|----|----|--|--|

6. 重点的取組および活動目標等一覧

(5) 障害福祉サービス等の見込量

| | | | |
|----|-----|--|--|
| 45 | 106 | <p>生活介護については、現行計画の平成32年度見込量を大きく下回り、整備が遅れています。</p> <p>また、1人当たりの平均利用日数も現行計画より1日減少しており、必要量に足りていません。</p> <p>Ⅲ2(1)②(エ)で必要量を把握することですので、少なくとも現行計画の1人当たりの平均利用日数にⅡ3(2)②の令和2年3月利用実績を乗じて必要量を見込んでください。</p> | <p>数値は各市町の見込み量の合計値です。プラン原案に記載の数値は各市町とも暫定値となっていますので、改めて集計を行い最終の見込み量を記載する予定です。</p> |
| 46 | 106 | <p>短期入所については、現行計画の平成32年度見込量を大きく下回り、整備が遅れています。</p> <p>ロングステイを解消するためにも、見込量を上積みしてください。</p> | <p>数値は各市町の見込み量の合計値です。プラン原案に記載の数値は各市町とも暫定値となっていますので、改めて集計を行い最終の見込み量を記載しました。</p> |
| 47 | 107 | <p>共同生活援助については、令和4年度見込量と現行計画の平成32年度見込量が同数であり、整備が遅れています。</p> <p>重点的取組であることから、令和3年度から5年度を集中整備期間と位置づけて、見込量を上積みしてください。</p> | <p>数値は各市町の見込み量の合計値です。プラン原案に記載の数値は各市町とも暫定値となっていますので、改めて集計を行い最終の見込み量を記載する予定です。</p> |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 48 | 107 | <p>医療型児童発達支援は県下で小児保健医療センターの療育部のみ。療育部の「医療型児童発達支援」の R2 年度は 8 名、R3 年度見込みは 7 名、その後も同程度の水準または減少する可能性が高いと考えられる。</p> <p>なお、医療的ケア児および重心児を対象とするその他の事業所は「児童発達支援」で重心加算がとれる体制をとって支援している。</p> | <p>数値は各市町の見込み量の合計値です。プラン原案に記載の数値は各市町とも暫定値となっていますので、改めて集計を行い最終の見込み量を記載する予定です。</p> |
| その他 | | | |
| 49 | - | <p>全体のまとめ方を、5つの施策分野のそれぞれの項目について、あるべき姿、施策の方向性、現状、課題は新たに整理された課題、施策の方向性(具体的な施策)というような順番でまとめてほしい。</p> <p>現状では、紙に印刷されたものでは、前後を比較したり、前後の関係がわかりやすいが、音声で聞いていると前に戻りにくく、点字でも場所がわかりにくい。</p> | <p>これまでのプランにおいて、障害者計画部分と障害福祉計画等の部分で項目が重複するなどの分かりにくさを改善するために、本原案においては、まず、プラン策定にかかわる基本的な考え方をお示するとともに、各施策分野別にあるべき姿とそれを実現するために、現状と課題から見出した施策の方向性を総論的にまとめています。そのうえで各論として各施策・取組をまとめています。</p> <p>現時点においてまとめ方を変更することは困難であるため、本原案のまとめ方は現状を維持させていただきます。</p> <p>御意見を踏まえて、次回以降のプラン策定時に、まとめ方を含めた検討をさせていただきます。</p> |
| 50 | - | <p>障害者手帳の申請のためには、多くの書類が必要となり、障害当事者にとって書類の作成は煩雑な手続きとなる。障害者のための制度が、障害者を阻むバリアにならないよう、「障害者手帳の申請書類の簡素化」と「医師が作成する書類の簡素化」を実施してほしい。</p> | <p>障害者手帳の申請については、押印の見直しなど一部検討を進めておりますが、国が示す手続きに基づいていることから、県独自による簡略化等の実施は困難です。</p> <p>御意見については、制度改正等に関する国への要望事項を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 51 | - | <p>障害者手帳の申告、要介護制度利用の申告を便利にするためにパソコン等で自宅からの申請を可能とするデジタル化してほしい。</p> | <p>御指摘のとおり、各制度の申請の簡略化、デジタル化は滋賀県のみならず全国的な課題と認識しております。</p> <p>御意見については、同行援護などの外出等に関する支援の充実(本編 P36)を図りますとともに、障害者手帳や障害福祉サービスの申請手続きの簡略化や ICT 化について状況把握に努め、制度改正等に関する国への要望事項を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 52 | - | <p>障害福祉介護者の賃金保障をお願いする。知識も必要で軽作業だが重労働の介護者の賃金は非常に低いため、なり手が少ない。県が率先して賃金を上げさせて欲しい。</p> | <p>賃金保障の取組として、全ての事業所において、国による福祉・介護職員処遇改善加算および特定処遇改善加算を取得できるよう講習会の開催や専門家等の派遣による助言・指導を行うこととしています。また、御意見を踏まえ、障害福祉サービスに係る介護報酬の充実について、引き続き、国への要望に努めてまいります</p> |
| 53 | - | <p>就労継続支援 B 型事業所には、就労訓練および工賃向上とは別のニーズを持つ利用者が多く存在している。それに対する現在の工賃達成レベルに応じた報酬体系は、実態に即したものではない。 現行制度の中では受け止めや支援に困難性が高い人について、より受け止めやすくなるような、制度の組み立てを検討してほしい。</p> | <p>御指摘のとおり、就労継続支援 B 型事業所においては、幅広い障害状況の方々が利用者となっていることについて、認識しているところです。御意見については、制度改正等に関する国への要望事項を検討する際の参考とさせていただきます。 併せて、それぞれの事業所においてどのような工夫が必要なのか、丁寧にいろいろとお話を伺ってまいります。</p> |

※ 頁・行欄の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「(仮称)滋賀県障害者プラン 2021(原案)」に沿っています。